

# 神野町まちづくり協定

まちづくり計画の名称		神野町地区まちづくり計画
対象となる区域		神野町東及び神野1丁目
区域の面積		約26.3ha
まちづくりの目標		<p>当地区は、金沢西インターチェンジ周辺に位置し、国道8号が地区を縦貫しています。神野第二地区土地区画整理事業が区域内の一部及び周辺で進められており、金沢の玄関口として、また交通の利便性に優れた地区として、これからも発展が期待される地区であります。</p> <p>そこで、交通の利便性を活用した流通業務施設の集積を図り、活力あるまちづくりを進めるとともに、金沢らしい歴史と伝統が漂う、快適で住み良いまちづくりを目標としています。</p>
まちづくりの方針		<p>(1) 金沢の西の玄関口としてふさわしい健全なまちづくり</p> <p>(2) 地域住民及び事業所が一体となったコミュニティにあふれるまち</p> <p>(3) 子供たちが安心して遊び、学べるまち</p> <p>の三つを基本方針とする活力あるまちづくりを目指していきます。</p>
住み良いまちづくりを推進するため必要な事項	建築物等の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 建築基準法（昭和21年法律第201号）別表第2（ほ）項第2号に規定する勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度は、20mとする。ただし、敷地面積が1,000㎡以上あるものは、31mとすることができる。
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>【建築物等】</p> <p>建築物等は次に該当するものとする。</p> <p>(1) 建築物等の外観の色は、原色を避け都市景観上支障のないものとする。</p> <p>(2) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、道路から直接見えないように配慮する。</p> <p>【屋外広告物等】</p> <p>屋外広告物等は、自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで次に該当するものとする。</p> <p>(1) 点滅灯及び回転灯の類は、使用しない。</p> <p>(2) ネオン管を使用する場合は、光源を点滅させない。</p> <p>(3) 電光表示装置は、設置しない。</p> <p>(4) 壁面に表示する場合は、広告物（ビル名称等は除く。）の上端は地盤面より6m以下とし、かつ、合計面積は10㎡以下とする。</p> <p>(5) 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面より6m以下とし、一面当たりの表示面積は5㎡以内とし、かつ、合計表示面積が10㎡を超えないものとする。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設けるときは、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 植栽、生垣又は透過性フェンス</p> <p>(2) コンクリートブロック、石積等の高さは、0.6m以下とする。</p>

そ の 他	(1) 風営法第2条第6項第5号に定める物品（俗称「アダルトビデオ、アダルト雑誌」等）の自動販売機を設置してはならない。 (2) 敷地内の緑化に努めるものとする。
-------------	--

- このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成14年5月31日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成29年3月30日に一部変更しました。

- これらの基準とは別途に、「**金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例**」及び「**金沢市屋外広告物等に関する条例**」、に基づく手続きが必要となる場合があります。